

審議会等への女性委員登用に関する
ポジティブ・アクションプラン

渋川市総合政策部政策創造課

令和3年6月策定

目次

はじめに	1
1 目的	3
2 対象	3
3 目標	3
4 市の責務	4
5 具体的な方策（ポジティブ・アクションの推進）	4～6
(1) 審議会等の所管課(室)等によるポジティブ・アクション	
(2) 政策創造課によるポジティブ・アクション	
6 実施期間	6

【参考資料】

(審議会等) 団体あて委員推薦依頼文 (参考例)

はじめに

男女共同参画における国の動き

国の「第4次男女共同参画基本計画」では、令和2年までに社会のあらゆる分野において女性の占める割合を30%となるよう目標を掲げていましたが達成できず、令和3年度からの国の「第5次男女共同参画基本計画」では、2020年代の可能な限り早期に30%とするとしました。審議会等委員への女性委員の登用が推進され、男女が共に施策・方針の意思決定の場に参画することは、性別にかかわらず社会を担う構成員として一人ひとりの考え方、生き方が尊重される社会を実現する一歩となります。

本市のこれまでの取組の総括と今後の展望

現在、本市では、「第2次渋川市男女共同参画計画」において、令和7年度までに女性委員の登用率を35%とする目標等を設定し、女性委員の積極的な登用促進を図っています。

具体的には、関係所管課において年1回、「渋川市審議会等委員への女性登用推進要綱」に基づき、審議会等への女性登用状況報告書を報告する際に、各審議会名簿を添付するとともに女性委員の数が皆無の審議会等については、理由の報告を求めてきました。

また、庁議においては、審議会等における女性委員の登用率及び女性委員のいない審議会等の数を報告し、女性委員の登用が推進されるよう働きかけを行ってきました。

その結果、全審議会等における女性委員の登用率は、令和2年4月1日現在の数値は23.6%【図1】であり、女性委員のいない審議会等の数は5【表1】となりました。特に、女性委員のいない審議会等の数は前年度（平成31年4月1日）に比べ、3減【表1】となりました。

しかしながら、「市の政策・方針決定過程や社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会」を実現するためには、更に取組を強化することが求められます。

今後、令和7年度女性委員の登用率35%を達成するためには、より実効性のある取組の推進が必要であり、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」に取り組むことが重要です。

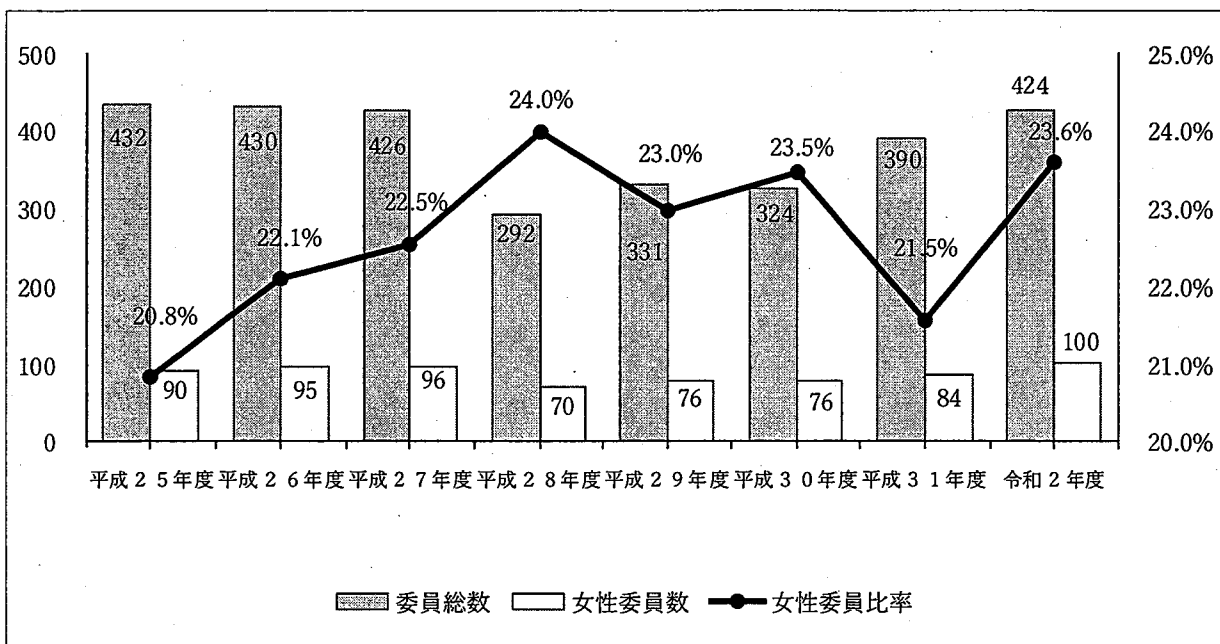
このような基本認識に基づき、当ポジティブ・アクションプランは、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある取組方策、すなわち、「ポジティブ・アクション」を掲げ、積極的な推進に取り組むこととす

るものです。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、様々な分野において、活動に参加する機会の男女間の格差を改善するため、男女のいずれかに参加機会を積極的に提供することをいいます。

【図 1】

審議会等における女性委員比率の推移（渋川市）



【表 1】

審議会等委員への女性の登用率及び女性委員のいない審議会等の数

項目	平成 31 年度	令和 2 年度
審議会等委員への女性の登用率	21.5%	23.6%
女性委員のいない審議会等の数	8	5

1 目的

当ポジティブ・アクションプランは、社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考えを反映し、男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、目標を達成するために必要となる具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）等を定め、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とします。

また、当ポジティブ・アクションプランは、単に審議会（本市の政策・方針を決定するための機関）等への女性委員の登用自体を目的とするのではなく、「男女が一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指す」には、人材としての女性の活躍が不可欠であり、そのために政策・方針決定過程への女性の参画の促進を目指すものです。

しかしながら、令和2年度末において、「第2次渋川市総合計画」及び「第2次渋川市男女共同参画計画」の各計画に掲げる数値目標を達成できていない現状を踏まえ、審議会等への女性委員の登用率向上に向けた実効性のある取組を示し、目標達成につなげるものです。

2 対象

当ポジティブ・アクションプランが対象とする「審議会等」とは、「渋川市審議会等委員への女性登用推進要綱（平成27年4月1日施行）」第2条に規定する附属機関及び協議会等を指すものとします。また、規則、要綱等により設置された協議会等についても準ずるものとします。

3 目標

当ポジティブ・アクションプランの目標は、「第2次渋川市男女共同参画計画」に掲げる、審議会等への女性委員の登用比率における達成すべき目標等【表2】によるものとします。

また、審議会等における委員の選定は、原則として新設時、委員改選時及び委員変更時に限られるため、段階的に女性委員の増員を図ります。

ポジティブ・アクションプラン目標

- 審議会等への女性委員の割合は、令和7年度までに原則として各審議会ごとに35%超とします。
- すでに35%以上の審議会等においては、さらなる数値の向上に努めます。
- 女性委員がない審議会等の解消を令和7年度までに図ります。

【表 2】 第 2 次 渋川市 男女 共同 参画 計画 (基本 目標 III 指標)

項目	令和 7 年度
審議会等委員への女性の登用率	35.0%
女性委員のいない審議会等の数	0

4 市の責務

審議会等の所管課（室）等の長は、委員の選任にあたり、当ポジティブ・アクションプランを踏まえ、男女共同参画社会の実現をめざし、人材としての女性の活躍を推進するため、目標値の達成に向けて、所管する審議会等への女性委員の積極的な登用に取り組まなければならないものとしします。

5 具体的な方策（ポジティブ・アクションの推進）

審議会等の所管課（室）等の長は、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、女性の登用が進まない原因に応じて、次に掲げる方策を講じて、女性委員の登用促進を図るものとしします。

ただし、審議会等の性格その他やむを得ない事由により、方策を講じることが困難な場合は、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性の登用促進に努めるものとしします。

(1) 審議会等の所管課（室）等によるポジティブ・アクション

ア 学識経験者の委員選考

学識経験者を選考する際は、肩書きや職種にこだわることなく、広く人材を求め、積極的に女性の登用を図るものとしします。

イ 市の裁量が限定されている審議会等への対応

審議会等の規則や要綱等における委員規定について、「団体の長」等の幹部役員に限定せず、一般の女性構成員が参画できるよう、可能な限り規則や要綱等の見直しに努めるものとしします。

法定されている場合を除き、市の裁量で、専門職種を設定できる場合には、現に女性が就いている職種に振り替えるなど、女性が登用されるように努めるものとしします。

ウ 関係機関・関係団体等への委員派遣の要請

団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、関係機関及び団体

等に委員派遣を要請する際には当該団体の代表者や長に限定せず、当該団体に在籍する女性の中から委員を派遣いただけるよう、【参考資料】「(審議会等) 団体あて委員推薦依頼文(参考例)」を活用するなど、団体に要請し理解を求めるものとします。

団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、長及び役員等に限定した推薦依頼は極力避けるものとします。

構成員に比較的女性が多く在籍する関係機関及び団体等に対しては、他の団体に優先して委員派遣を要請するように努めるものとします。

派遣要請先団体から男性委員を派遣していただく場合には、併せて女性委員も推薦していただくよう要請し、男女の委員人数の均衡が取れるよう努めるものとします。

エ 市民委員の公募のあり方

市民委員の公募に際し、目標値(令和7年度までに35%超)を達成していない審議会等については、「女性枠」を新たに設置するなど、できる限り積極的な女性委員の登用に努めるものとします。

市民委員の公募に際し、女性や子育て中の市民が気軽に応募・参加しやすい環境づくりを行うものとします。

(例 市民委員公募時の作文等のテーマ設定において、女性や子育て中の市民が身近に感じ、気軽に応募しやすいテーマ設定に努めるなど)

オ 会議開催のあり方

子育て中の委員も参加しやすいように、会議の開催時間帯を考慮すると共に、開催方法についてはオンラインでも参加できるよう工夫するものとします。また、事前に資料の配付等を行い、委員が発言しやすいように配慮するものとします。さらに、会議に欠席した場合でも意見が反映できるよう、メール等でも意見を受け付けるよう会議のあり方について十分に検討するものとします。

(2) 政策創造課によるポジティブ・アクション

ア 指導

新たに審議会等を設置する所管課(室)は政策創造課長に事前協議をするものとします。また、政策創造課長は、委員を委嘱する場合及び目標を達成していない審議会等の所管課(室)等に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。

イ 人材情報の提供

政策創造課長は、各所管課(室)等の長に対し、群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室が提供する「群馬県女性人材データベース」を活用するなど、女性委員候補となる人材情報を提供するものとしします。

ウ 審議会等への女性委員の登用状況の公表

審議会等への女性委員の登用状況について、毎年、渋川市男女共同参画推進懇談会等に報告するとともに、広報等にも公表します。目標達成に向けて、実効性のある取組を行うものとしします。

エ 市民委員公募時の一時保育のあり方

女性や子育て中の市民が審議会等へ参画する機会を保障するため、当該審議会等開催時に必要に応じて保育サポーターの確保及び一時保育の利用を認め、その利用料金を市が負担するものとしします。

オ 男女共同参画意識の高揚

男女共同参画に関する認識を深め、その意識の高揚を図るため、地域、職場、学校などにおいて、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。

カ 国際女性デー（3月8日）の周知

3月8日は、昭和50年（1975年）に国連が定めた「国際女性デー（国際女性の日）」です。女性たちが、平和と安全、開発における役割の拡大、組織やコミュニティーにおける地位向上などによって、どこまでその可能性を広げてきたかを確認し、今後さらなる前進に向けて話し合う機会として設けた記念日とされています。国際女性デーに関する認識を深めるため、広報や市ホームページを通じて広報・周知活動を行います。また、市独自の取組を実施します。

6 実施期間

当ポジティブ・アクションプランは、令和3年6月1日から令和6年5月31日までを実施期間としします。

(審議会等) 団体あて委員推薦依頼文 (参考例)

令和〇年〇〇月〇〇日

(団体名称)

(代表者氏名) 様

渋川市長 高 木 勉

(〇〇〇〇部〇〇〇〇課)

(審議会等の名称) 委員の推薦について (依頼)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、渋川市政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、(当該審議会等の設置趣旨、当該団体からの委員推薦趣旨等)

今後におきましても、引き続き、貴団体からの委員の御推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本市では、社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として参画し、男女が共に活躍できる男女共同参画社会の実現を目指した取組を積極的に推進しているところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、本市の男女共同参画社会の形成を目指す取組に御理解いただき、委員の御推薦に際しましては、積極的な女性委員の登用につきまして、格段の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 推薦委員の数

〇名 (会長等、団体の長である必要はありません。)

2 委嘱期間

任期〇年 (令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日)

3 会議開催回数

年〇回予定

4 会議開催時間

〇時間程度 (1回につき)

5 推薦書提出期限

令和〇年〇〇月〇〇日

6 提出先

担当 〇〇部〇〇課 (〇庁舎)

〇〇〇〇係 〇〇

電話 2 2 - 2 1 1 1 内線 〇〇〇〇